

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、事業環境が刻々と変化する人材サービス業界において企業価値の持続的な増大を図るには、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めて社会的信頼に応えていくことが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化・充実に重要課題と位置づけています。

こうした認識のもと、業務分掌の実施や規程の整備等により内部統制を強化するとともに、随時体制の見直しを実施し、企業価値の向上を図ることで、株主や債権者、従業員など企業を取り巻くさまざまなステークホルダーへの利益還元に努めてまいります。

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るために、2019年6月27日開催の第30回定時株主総会において、定款一部変更の承認を頂き、同日付で「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大和PIパートナーズ株式会社	1,076,400	33.09
渡部 昭彦	446,000	13.71
株式会社森本本店	310,500	9.54
神澤 裕	228,000	7.01
西田 忠康	150,896	4.64
鳥居 勝幸	51,404	1.58
岩見 好為	34,400	1.06
岡本 裕行	28,800	0.89
ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス従業員持株会	25,400	0.78
津田 浩	20,500	0.63

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2021年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期

3月

業種

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特段ありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松村 康裕	他の会社の出身者													
星 文雄	他の会社の出身者													
平賀 敏秋	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松村 康裕				グローバル企業での豊富な経験から、中長期的な企業価値の向上を目指す幅広い知見を有しており、これらの知識や経験を活かし、経営全般について提言することにより、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンス強化に、経営陣から独立した立場で寄与して頂きたいためであります。なお、当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性は十分確保され、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。

星 文雄				(株)国際協力銀行の代表取締役を務めた経歴を有する等、実業界における高い見識と豊富な経験を有しており、これらを活かし、経営全般について提言することにより、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。なお、当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性は十分確保され、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。
平賀 敏秋				弁護士としての豊富な経験や知識を当社の監査体制に活かしていただくこと、及び客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。なお、当社との間に特別な関係はなく、独立役員としての独立性・客観性は十分確保され、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	1	3	社外取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

### 現在の体制を採用している理由

現在のところ、監査等委員の判断により、当社の規模に鑑み、監査等委員の職務を補助すべき独立した使用人を設置しておりませんが、監査等委員が当該使用人の設置を求めたときは遅滞なく、監査等委員の業務補助のため補助使用人を置くこととしています。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人との間で、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携の機会を設けています。また、内部監査担当者との間で、日常的に協議・連携を行っております。

## 【任意の委員会】

### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

### 独立役員の人数

3名

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

### 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

## 該当項目に関する補足説明

当社は、役職員の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

## 該当項目に関する補足説明

当社の取締役、従業員等について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、新株予約権を付与しております。

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っていません。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、監査等委員会が原案について決定方針との整合性を含めて総合的に検討を行っているため、取締役会としてもその答申内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。各取締役の基本報酬の額の決定については、取締役会での決議により代表取締役社長渡部昭彦に対して権限を委任しており、その理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

### 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、経営環境や他社の水準等を考慮の上、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を総合的に勘案して決定することとする。

#### b. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社では、業績連動報酬、及び非金銭報酬等は採用していない。

#### c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社では、業績連動報酬等または非金銭報酬等は支給しない。

#### d. 取締役に対し報酬等を与える時期の決定に関する方針

取締役に対し報酬等を与える時期は月例の固定報酬とし、毎月同額を25日に支払う。ただし、支払日が金融機関の休日に当たるときは、その直前の営業日に繰り上げて支払う。

#### e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

・個人別の報酬については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。

・監査等委員会は、前項の権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長から提出された報酬案についてその算定根拠を確認し審議するものとし、代表取締役社長は、当該審議の内容に従って決定をしなければならないこととする。

## 【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対する専従スタッフの配置は行っていませんが、人事総務部が取締役会開催の連絡、決議事項の事前説明等必要に応じサポートを行っております。また、内部監査担当者が監査等委員である社外取締役に資料提供や、情報の共有を行う等必要に応じてサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査等委員でない取締役3名、監査等委員である取締役4名(内、社外取締役3名)で構成されており、取締役間の牽制が有効に機能し、十分な議論の上で迅速な意思決定を行うことができる体制となっております。

さらに、社外取締役につきましては、当社及び当社取締役との間に、人的関係及び取引関係等の利害関係がなく、独立した立場で客観的な見地から経営を監督し、若しくは経営に助言できる体制をとることで、経営の透明性・客観性を高め、コーポレート・ガバナンスが機能する体制が作られていることから、現在の体制を採用しております。会社法に基づく機関として、取締役会及び監査等委員会を設置し、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行

うとともに、社外取締役が過半を占める監査等委員会において、法務等各分野での専門性を持つ監査等委員が公正かつ独立の立場から監査を行っており、この体制が当社グループの持続的な発展に有効であると判断しております。

当社は、経営の透明性、健全性の向上及び経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化のため、以下の体制、組織を構築しております。

#### a. 取締役会

##### 1. 取締役会の役割

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社グループの経営上の重要事項について意思決定するとともに、取締役の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会に付議すべき事項は、「取締役会規程」及び「職務権限規程」において定められており、取締役への委任範囲を明確化しております。

##### 2. 取締役会の運営等

当社の取締役会は、代表取締役社長渡部昭彦、取締役古屋雄一郎、中山淳、及び監査等委員である取締役大久保寧、並びに監査等委員である社外取締役松村康裕、星文雄、平賀敏秋の7名で構成しております。

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会において、効率的かつ有為な議論や意見交換が可能となるよう、出席者に対し関連資料を事前配布するとともに、必要に応じて社外取締役への事前説明を実施しております。

#### b. 監査等委員会

##### 1. 監査等委員会の役割

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の職務執行状況を監査・監督します。実効性の高い監査・監督を行うため、監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席し、必要に応じて取締役等から職務執行状況を聴取し、重要書類の閲覧等を行います。

##### 2. 監査等委員会の構成及び規模

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役大久保寧、及び監査等委員である社外取締役松村康裕、星文雄、平賀敏秋の4名で構成しております。

監査等委員である取締役は、定款に定める4名以内で、実効性の高い監査・監督を行うために、専門的知見や経験等を総合的に勘案してバランスの良い構成となるよう選定しております。

#### c. 内部監査

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査担当部門を設置し、内部監査担当者1名が内部監査を実施しております。内部監査は、年間の内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の業務遂行状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するほか、監査等委員会の補助

として、監査等委員会の要望した事項の内部監査を必要に応じて実施し、その結果を監査等委員会に報告しております。

#### d. コンプライアンス委員会

コンプライアンス遵守に向けた取り組みを行うための機関として、代表取締役社長を委員長、監査等委員である取締役1名、人事総務部長の3名を構成員とするコンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づき、コンプライア

ンス・ルールの周知徹底、実効管理を図るとともに、法令及び定款に違反する行為を未然に防止するため、月1回の定期開催のほか、必要に応じて開催することとしており、事業活動に関連する潜在的なリスクの把握と予防策の立案、顕在化したコンプライアンス違反への対処方針の策定や再発防止策の立案、並びにそれらの取締役会への上程や承認された方針・対策等の推進を主な役割としております。

#### e. 外部専門家

当社は、法律やその他専門的な判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士、顧問税理士等に相談し、必要に応じてアドバイスを受け検討し、判断しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2019年6月27日開催の第30期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。これにより、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるよう、招集通知の早期発送に努めるとともに、自社ホームページにて招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は3月決算ですが、より多くの株主の皆様が株主総会に出席できるよう、集中日を回避した日程にて設定しております。また、今後も株主の皆様が出席しやすい日時及び場所での開催に向けた検討を重ねてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	株主の利便性を勘案し、2021年6月開催の定時株主総会より電磁的方法による議決権行使の導入をいたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、株主構成を勘案した上で、現時点においては議決権電子行使プラットフォームへの参加をしておりません。今後、機関投資家の比率等を踏まえて実施を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しており、外国人株主比率の動向もふまえ継続的に検討を重ね、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき課題と認識しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的に説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、年2回、アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では海外投資家向けの定期的説明会を予定しておりませんが、海外投資家への情報提供による投資家層の拡大がIR上の重要なテーマであると認識した際には、IR情報の英語での提供や海外投資家向けの説明会につきましても、その実施を積極的に検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のIR専用サイト( <a href="https://www.humanassociates.com/ir/">https://www.humanassociates.com/ir/</a> )上で有価証券報告書、適時開示資料、IRニュース等を掲載して、株主や投資家等の皆様に対して、インターネットの利点を活かした積極的かつ迅速なディスクロージャーを実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役CFO 管理本部長 古屋 雄一郎が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき課題と認識しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境法令と社内規則を遵守し、すべての事業活動において、環境にやさしい取組みを積極的に行います。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、金融商品取引法並びに東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という。)に基づいた情報開示を行ってまいります。

また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様にとって有用であると判断されるものについては、積極的に開示し、経営の透明性を高めてまいります。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会決議によって「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令・定款を遵守し、社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念として社内規程を定め、取締役は自ら率先してその実現に努めます。
  - (2) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督します。また、社外取締役の意見を心得て監督の客観性と有効性を高めます。
  - (3) 取締役・使用人が法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときに、直接通報・相談を受ける体制(内部通報制度)を整備し、速やかな違反行為等の把握及び対応に努めます。
  - (4) 内部監査担当部門は、独立した立場からコンプライアンスの取組状況について調査を行い、適宜代表取締役社長及び監査等委員会に報告します。
  - (5) 反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力等からの不当要求の拒絶等については、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応します。
  - (6) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効な運用及び評価を行います。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 文書管理の基本的事項を社内規程に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存、管理(廃棄を含む。)を行います。
  - (2) 上記の情報は、取締役(監査等委員である取締役を含む。)が取締役の職務執行を監督・監査するために、いつでも閲覧できるものとします。
3. 損失の危険に関する規程その他の体制
  - (1) 取締役は、担当する責任部門についてのリスクの洗い出し・評価を行うとともに、必要に応じてリスク管理体制の見直しを行い、リスクの予防・軽減に取り組みます。
  - (2) 内部監査担当部門は、各責任部門の日常的なリスク管理及び社内規程の運用状況の調査を実施するほか、必要に応じて、各責任部門に対して助言、指導を行います。
  - (3) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務の執行が適切かつ効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程である「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営上の重要事項の審議・決定を行います。
5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、補助使用人を選任するものとし、その任命・異動については、監査等委員会の事前の同意を必要とし、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員会の職務を優先し、独立性を確保することに努めます。
  - (2) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、監査等委員でない取締役、部門長等の指揮命令を受けません。
6. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会との意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行います。  
また、当社の取締役及び使用人は、不正又は法令及び定款等の違反等、または内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員に報告するものとします。なお、「内部通報規程」を定めることで、監査等委員へ報告を行った当社の取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
7. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用又債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用等の償還請求に応じます。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査が適切に行えるよう協力します。
  - (2) 内部監査担当部門は、監査等委員会と緊密な連携を保持し、また、監査等委員会の要請に応じてその監査に協力します。
  - (3) 監査等委員会は会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の実効性を図ることとします。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も断固として排除し、かつ、それらからの要求も断固として拒否する。警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

当社グループは、反社会的勢力との関係の遮断を目的として「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を定め、健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力の排除を図り、もって資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的としております。具体的な体制としては、以下のとおりであります。

#### a. 基本方針

当社グループは、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築し、取引関係を含めて、一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶しなければなら

ず、金銭その他の経済的利益を提供しない。

b. 責任者

反社会的勢力に対応する責任者は、人事総務部長とする。

c. 取引先の選定

反社会的勢力を排除するため、新規取引先の選定にあたっては、契約書等において、反社会的勢力でない旨の確約を受けるものとする。

d. 紛争時の対応

反社会的勢力との間で紛争が生じた場合には、人事総務部は、弁護士又は都道府県警察、暴力追放運動推進センターその他の関係機関に速やかに連絡又は相談するなどにより、反社会的勢力による行為の被害の発生を防止する。

また、当社グループは、別途当社グループが反社会的勢力か否かを調査し、該当または該当すると思われる企業と取引を行わないことを目的として「反社会的勢力との関係遮断に関する調査マニュアル」を定め、以下の手続きを実施しております。

- ・人事総務部は、与信を経た企業または取引所管部門の担当者から依頼された企業に対し、日経テレコンの記事検索及びGoogle検索を利用し、暴力団、総会屋等の所定の検索ワードにより、組み合わせ検索を行う。
- ・検索の結果、対象企業が反社会的勢力と思われる企業活動等を行っていると思われる場合には、関連部署と連携し、内容精査、詳細調査を行い、その結果、反社会的勢力だと思われる場合には、特防連、弁護士、株主名簿管理人等の専門家に相談し、適切な対応を図る。
- ・担当者は、取引開始から1年が経過し、今後も取引の継続が見込める取引先に対して毎年当該マニュアルに沿って反社会的勢力か否かを調査するものとする。

なお、当該チェックの運用状況としては、内部監査担当部門による内部監査実施時に対象部門が主となり締結している契約内容のヒアリングと反社会的勢力チェックの確認を行うだけでなく、契約関連を包括的に行っている人事総務部の内部監査実施時にも同事業年度に取引を行った契約先、契約内容及び反社会的勢力チェックの状況を再度確認しています。

当社が締結する契約書には、暴力団排除条項が挿入されており、反社会的勢力と疑わしき企業については締結時にスクリーニングするだけでなく、取引開始後においても当社側から契約解除を申し入れることができます。

株主、役員、従業員に関しては、人事総務部の人事担当が、当社との関係が開始された時点で、上記と同様の方法により、反社会的勢力か否かを調査しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

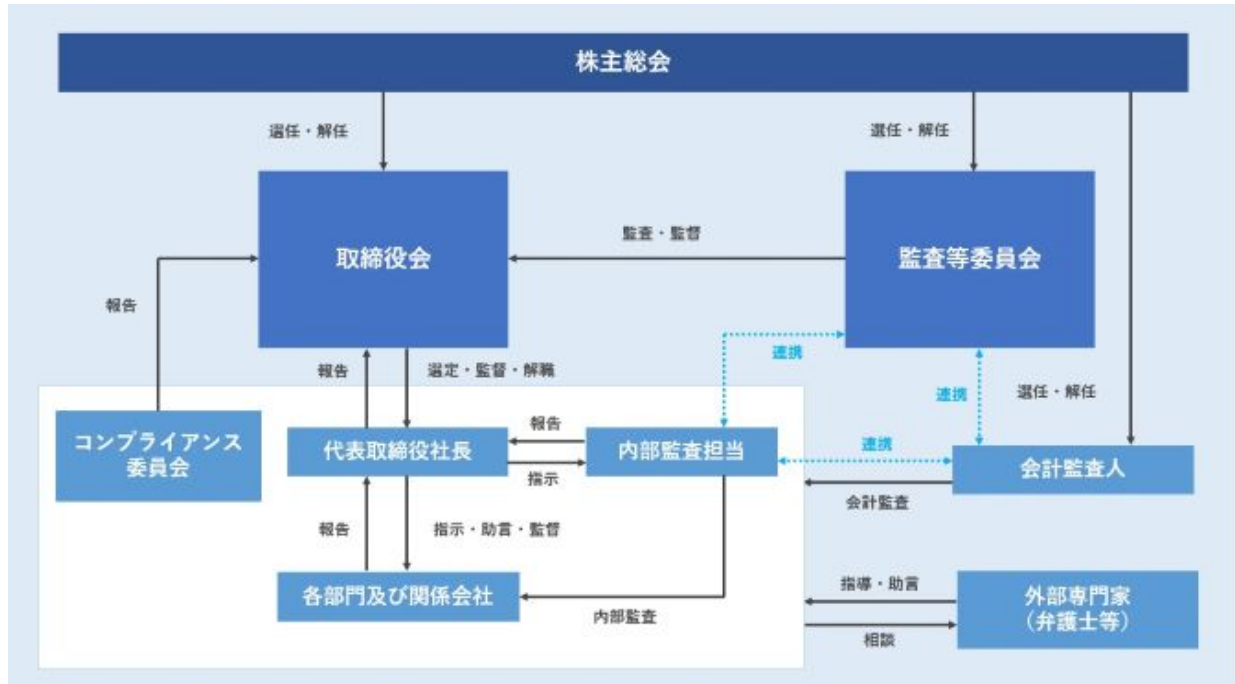
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

ガバナンス体制と開示体制については、下図をご参照ください。



【適時開示体制の概要】

